

事 務 連 絡  
平成26年12月25日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

セミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて

標記については、平成26年12月25日付け食安発1225第2号において示しているとおり、チーズの定義について、コーデックスのチーズの一般規格（Codex General Standard for Cheese (CODEX STAN 283-1978)）7.1.1にいう識別語を参照とすることから、別紙の通知中の「セミソフトタイプ」とあるナチュラルチーズは、「セミハードタイプの内、MFFB (%) :61-69のもの」と読み替えて適用することとします。

(別紙)

- 平成20年 4月16日付け事務連絡  
「イタリア産リコッタチーズの取扱いについて」
- 平成25年 3月14日付け食安輸発0314第2号  
「フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて」
- 平成25年 3月15日付け食安輸発0315第2号  
「フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて」
- 平成25年 6月26日付け食安輸発0626第1号  
「フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて」
- 平成25年 7月11日付け食安輸発0711第2号  
「米国産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて」
- 平成25年11月20日付け食安輸発1120第1号  
「デンマーク産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて」
- 平成26年 7月18日付け食安輸発0718第1号  
「フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズの取扱いについて」